平成２３年（フ）第８２号
神奈川県三浦市南下浦町菊名58―１　レオパレスＳＵＲＦ203、住民票上の住所神奈川県横須賀市林３丁目124番地　Ａ
債務者　二木　　浩
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市大津町１丁目21番Ａ―103号
債務者　竹田　英昭
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
　　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４号
山口県防府市大字佐野533番地の３
債務者　加藤真寿美
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
山口県防府市東三田尻１丁目７番33号
債務者　安永　浩子
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
　　山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８３号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目27番28号　701号
債務者　新治百合恵
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９４０号
大阪市城東区中浜３丁目19番５号　レオパレスポムール204
債務者　住友　哲郎
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３６５号
大阪府枚方市大峰元町１丁目６番21号
債務者　寺尾　和井
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７２２号
大阪市都島区大東町２丁目９番12号
債務者　砂川　幸子（旧姓髙橋）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０３号
大阪府東大阪市末広町20番８号
債務者　松原　美絵（旧姓山波・赤木）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０９号
大阪市中央区瓦屋町３丁目４番19号商都交通
債務者　白石　廣敏
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７０号
大阪府守口市藤田町４丁目３番７―201号
債務者　山下　　純
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９７５号
大阪市平野区喜連東３丁目６番27―505号
債務者　長谷川弘美
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９６号
大阪府寝屋川市点野３丁目５番35号
債務者　下田　智也
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２５号
大阪府東大阪市稲葉１丁目13番30号
債務者　嘉波明こと　金　　明植
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１２６号
大阪府摂津市正雀本町１丁目18番15号
債務者　大武　由絵
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３０号
大阪市此花区西九条４丁目８番５号　アムズ西九条101号
債務者　太田　初江
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３５号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―1201号
債務者　工藤真貴子（旧姓瀧本）
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１３６号
大阪市旭区高殿４丁目18番５―302号
債務者　岡本　成幸
１　決定年月日時　平成23年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部